

メールで「退職します」これで足りるか？

最近、労働者が退職する際に、メールやLINEで「退職します」と送ってくることがある。

この「退職します」というメールで、退職の意思表示ありとみてよいか。また、会社からの退職勧奨に対して、労働者側が「退職をお願いします」とメールを送ってきたら、これを会社からの退職打診に対する労働者の合意とみてよいか。

口頭でのやり取りとは異なり、メールという形で文字として残っていれば、退職したい旨、退職に合意する旨の意思表示は明確であり、これで足りるようにも思える。

アクアクララ事件・大阪地裁平成26年9月4日判決

【メールを送った経緯】

この事案は、会社が部署の解体を理由に、労働者に遠方への異動か退職かを打診したところ、労働者が、異動には応じられないとして「会社からの指示された条件をもとに、自己都合にて退職させていただきたいと思います」とメールを送ったケースである。

裁判所はこれを当事者間の雇用契約を終了させる拘束力を有する合意とは評価しない、と判断した、

【具体的な退職条件が未定であった】

裁判所は、会社の異動・退職の打診が概括的な説明にとどまり、退職の時期も決まっていなかったこと、その後、労働者との間で退職を前提とした条件・手続を具体的に詰める交渉に入ったものの退職日について合意が得られなかった。

【退職日特定の重要性】

裁判所は、退職日も明確になっていない当該メールだけでは、雇用契約を終了させる同意とは評価できないと判断した。

【基本に立ち返る】

メールで「退職します」という連絡があり、その後に労働者と話し合って退職日を決めることもあるが、その場合でも早急に話をして退職日を特定すべきである。

退職日と特定した退職日をもらい、これに会社が退職受理の証明書を出す、この基本いくらメール等でやり取りが便利になったとしても怠るべきではない。